

室蘭市観光拠点づくり検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 交流人口増加、地域経済活性化につながる本市の観光拠点のあり方検討を目的とし、室蘭市観光拠点づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）本市の観光拠点のあり方に関する事。
- （2）道の駅周辺エリアの魅力アップに関する事。
- （3）その他施設整備に関して必要な事。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）金融関係者（本市と「地方創生」に関する包括連携協定を締結している者）
- （3）観光関係者
- （4）地域関係者
- （5）その他市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条に基づく検討結果を室蘭市に報告することをもって終了する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長が行う。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の会議は、非公開とする。

（会議の特例）

第7条 やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合、委員長は書類の会議をもって会議に変えることができる。

(関係者の意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その意見を聞き、助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、この委員会において知り得た情報を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、室蘭市経済部観光課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、要綱第7条の規定に関わらず、市長が招集するものとする。